

第4回療法食の在り方検討委員会の会議概要 (小動物臨床部会個別委員会)

- I 日 時** 平成24年10月29日(月) 14:00~17:00
- II 場 所** 日本獣医師会 会議室
- III 出席者**
- 【委員長】** 太田 亟 慈 愛知県獣医師会(犬山動物総合医療センター院長)
- 【副委員長】** 草場 治 雄 福岡県獣医師会副会長(室見動物病院院長)
- 【委員】**
- 片倉 伸 一 日本動物用医薬品協会広報委員会委員長
越村 義 雄 ペットフード協会会長
塩出 佐知子 P&Gイノベーション合同会社
研究開発本部安全性・薬事部
島田 次 郎 ロイヤルカナンジャパン合同会社
コーポレートアフェアーズディレクター
高橋 徹 北海道獣医師会副会長(高橋動物病院院長)
藤井 立 哉 ヒルズ ペット ニュートリション
アジア・パシフィック日本支社
マーケティング本部獣医チャンネル
マーケティングテクニカルマネージャー
藤原 伸 作 全国動物薬品器材協会副理事長
細井戸 大 成 日本獣医師会理事(小動物臨床部会長)
- 【農林水産省】** 國分 玲 子 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
(愛玩動物用飼料対策班)
小牟田 暁 消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
(薬事監視指導班)
- 【本 会】** 山根義久(会長)、近藤信雄(副会長)、
矢ヶ崎忠夫(専務理事) ほか

IV 議 事

- 1 第3回療法食の在り方検討委員会の検討結果（説明）
- 2 委員会報告とりまとめに向けた検討
- 3 その他

V 会議概要

- (1) 山根会長から、開会に当たり、大要以下の挨拶があった。
 - ア 非常に忙しい中、お集まりいただき感謝する。
 - イ ちょうど三役会議が終わったところだが、政局が混乱の極みにあることからそこに多くの時間を割いたところである。獣医業界全体が発展を望むならば、政治を抜きにしては何一つ進まないというのが私の信念である。
 - ウ 獣医師だけが獣医業界の代弁者ではなく、ロータリーの精神でどの分野も関係業者が競って頑張らなければならない。
 - エ 本委員会で、すばらしいとりまとめをしていただき、強制力こそ持たないながらもしっかりとしたガイドラインができることによって、少しずつよい方向に進むものと考えている。
 - オ 第4回を迎えて、具体的な明かりもみえてきたので大いに期待している。よろしく願いしたい。

1 第3回療法食の在り方検討委員会の検討結果（説明）

太田委員長、草場副委員長、各委員等の紹介の後、事務局から前回会議の概要が説明され、内容について承認された。

2 委員会報告とりまとめに向けた検討

- (1) 事務局から、「療法食の在り方検討委員会報告書の作成に向けて(案)」について説明がなされた。
 - ア 太田委員長、草場副委員長の指示の下、藤井委員、島田委員とともに話し合った結果を概要としてとりまとめたものである。
 - イ 取りまとめの方向性としては、以下の3つとした。
 - (ア) 獣医療の中における、いわゆる「食餌療法」の重要性や位置づけを示し、「療法食とは本来こうあるべき」という方向性を示すこと。
 - (イ) 報告書の読者は診療獣医師を念頭に置く。ただし、報告書が一般の飼育者やマスコミ関係者にも読まれることを考慮すること。
 - (ウ) 流通に係る課題等については、今回は触れないこと。
 - ウ 章立ての案については、考え方を示す本編と診療獣医師がハンドブックとして利用できるガイドライン編の2本立てとした。執筆は、藤井委員を中

心に進めることとした。

エ 本編については、以下の4部構成とすることとした。

(ア)「1 はじめに」では、委員会の設置目的、会議の経過などの前段の説明をするものとした。

(イ)「2 療法食をめぐる現状と課題」では、まず、「療法食とは何か」を説明。法令の枠組み上は「ペットフード」とされているが、栄養成分を調整されたものであり、健康な動物に給与する一般のペットフードとは性格を異にすることを説明。獣医師の指導の下で使用する必要性、適切な食餌指導により QOL が改善された事例などを紹介し、療法食が動物疾病の症状改善や健康管理に有効であり、その適切な使用についての説明・指導は獣医師の大切な仕事であることを示すこととした。その一方で、調査の結果浮き彫りになった健康被害事例を紹介し、獣医師の指導の必要性を訴求する。また、各メーカーから寄せられた QOL 改善事例等は囲み記事的に紹介することとした。

(ウ)「3 具体的な取り組み対応策」では、療法食の適正な使用に当たって、ペットフード協会等業界関係団体等の取り組みをごく簡単に紹介しつつ、獣医師が取り組むべきこととして、診療獣医師は療法食の成分等について十分な知識を持ったうえで飼育者に対する適切な説明・指導が必要としたうえで、諸外国の事例等を示しながら留意すべき点を示すこととした。ただし、獣医師の指導が必要とする論を進めるに当たって、販売ルートが動物病院に絞るべきという論調ではなく、獣医師の定期的な診察・指導の下で使用しなければならないこと、獣医師は療法食の製品特性を十分に理解し、飼育者に対して説明責任を果たすことが大切であることを示すこととした。

(エ)「4 おわりに」では、議論のまとめと今後の展望を示すこととした。療法食の適正な使用を確保する方策の一つとして、療法食に係る健康被害事例の調査を継続的に実施することの必要性、療法食を認定もしくは評価する第三者機関の設置等について、今後の検討項目として示すこととした。

オ ガイドライン編の案としては、以下の3項目を中心に据えた。

(ア) 獣医師として知っておきたい療法食の具体的知識

(イ) 飼育者に説明を行う際の留意点

(ウ) その他の関係資料

(2) 以上の説明の後、大要以下のような意見が出された。

ア 一般の飼育者やマスコミ関係者にも読まれることを前提とするのならば、

- 「獣医療」ということばより「動物医療」の方が分かりやすいのではないか。
- イ 今後、認定動物看護師の公的資格化を考慮して、ガイドライン編の獣医師を獣医師「等」、あるいは「動物医療関係者」と書き換えられないか。
- ウ 日本獣医師会が公益社団化したこともあり、獣医師のみならず、広く「動物医療関係者」のためになる報告書、ガイドラインにするべきであろう。
- エ 疾病・疾患を理解した獣医師の指導の下、動物看護師等が補完的に指導するような記述にするべきで、獣医師と動物看護師等が横並びなのは違和感を覚える。
- オ 個々の病院に応じて実際に説明をするスタッフが異なるので、獣医師「等」として、柔軟な対応がとれるようにする方がよいのではないか。
- カ 実際の小動物臨床現場の病院において、栄養指導をされるスタッフを考えると、獣医師「等」、「動物医療関係者」とした方が、適切な購入ルートを保てるのではないか。この一連の問題の端緒は、一部の獣医師の不適切な療法食の販売が関係している。
- キ 獣医師「等」や「動物医療関係者」としてしまうと、拡大解釈されてしまう危険性があるのではないか。また獣医師に限定した方が、獣医師のステータスの向上にもつながるのではないか。
- ク 流通を規制するつもりはないが、「獣医師の直接的な診療・診断の下に」療法食を使用することが目的であるので、動物病院で限定的に販売されることを意図したものではない。運用上、動物看護師等が説明・栄養指導することはあり得ることである。
- ケ 「獣医師の診断の下に」療法食を使用することは当然であるが、現実問題として、栄養学についてより多く学んでいるのは動物看護師等である。獣医師と動物看護師等が補完しあって栄養指導されることを想定しており、ペットショップ店員が、「動物医療関係者」と名乗るような拡大解釈は想定していないし、あってはならない。
- コ ペットショップに動物病院が併設されていることも多く、このような現場では、ペットショップ店員が実際に療法食を販売することもある。ある程度どこかで線引きをしておいた方が、獣医師にとっても動物の QOL を高める意味においてもよいのではないか。
- サ あくまで獣医師の管理・指導の下に療法食が使用されるべきであり、それをサポートする役目として、いずれ公的資格を得るであろう動物看護師を含めた方が、個人病院が多い小動物臨床の現場の獣医師としては、実際的である。動物病院に限った話ではあるが、獣医師は、療法食を使用すべきか、どの療法食を使用すべきか選択する立場であり、定期的に診断し、改善されているか確認をする役割を担い、療法食の適切な使用法等を説明するのは、

「獣医師の管理・指導の下」動物看護師等（動物医療関係者）としてもよいのではないかと。

シ メーカーとしては、本来は獣医師の診断の下、療法食の選択をしてもらいたい。

ス ガイドライン編についても獣医師ではなく、動物医療関係者としてもらいたい。獣医師に限定しては幅広く知る機会にならないし、療法食によって動物の健康被害を起こさないためにも、多くの人に知ってもらうべきではないかと。

セ 前回の委員会で「流通段階ではあくまでも獣医師に対してのみ療法食を販売している」とあったが、ここをきちんと守るべきか守らなくてもよいのか、議論するべきではないか。本委員会は、獣医師がきちんと療法食を流通させるように是正しようとする目的で存在するのであれば、この議論が必要である。療法食が、今までどおり獣医師に対してのみ流通するのか、他のフードと同様の流通ルートを経由するのを認めるのか議論すべきではないか。獣医師としては、前者であって欲しいというのが本音だ。

ソ 動物の診療、治療は獣医師の独占業務であるので、その議論は必要ないのではないかと。

タ 独占禁止法があるので、医薬品でも医薬部外品でもない療法食の流通を規制することはできないのではないかと。

チ 「獣医師の指導の下で」使用されるものと療法食がガイドラインで定義されれば、公正取引委員会もある程度は考慮すると思われる。

ツ ペットフード公正取引協議会としても、同様の解釈のできる文言にする必要があると思われる。

テ 現在、ペットフード公正取引協議会の規約を改正中であり、この改正中に今回のガイドラインと同様の文言にできなければ、次回の改正までタイムラグができてしまうのではないかと。

ト 消費者庁に改正中の規約を諮っているところだが、この部分の改正は次回改正になるかも知れない。早くガイドライン等ができれば、今回の規約改正に間に合うかも知れない。

ナ 現在、ペットフード公正取引協議会が消費者庁に諮っている規約の素案と、本委員会の報告書の素案にある療法食の定義は同じであり、これ以上深く突っ込んだ議論やひねった解釈ができるようなことをしないのであれば、特に問題はないと思われる。

ニ 報告書が最終案になる際に、文言が変わることはあり得る。

(3) 療法食の在り方検討委員会報告書の素案について、藤井委員より説明が

あり、それぞれの部分について大要下記のような意見が出された。

ア 素案では、療法食の定義について、下記のようなものとした。

- (ア) 栄養成分の量や比率が調整され、健康維持食とは異なる栄養特性を有していること。
- (イ) 特定の疾病又は健康状態にある愛玩動物に与えることを意図したペットフードであること。
- (ウ) 食事療法（食事による栄養管理）の目的に使用されること。
- (エ) 獣医療において獣医師の指導のもとで使用されること。

イ 併せて、ガイドライン編の療法食の定義と食餌療法の進め方について、説明があった。

- (ア) 療法食とは、栄養特性として、栄養成分の量や比率が調整されており、対象動物は、特定の疾病又は健康状態にある愛玩動物であり、利用目的は、食事療法（食事による栄養管理）であり、使用方法は獣医療において獣医師の指導のもとに行われるものである。また、食事療法の進め方としては、各種健康診断結果に基づき食事療法の方針を決定し、食事療法に利用する療法食を選び、給与方法、注意事項を飼い主に説明し、定期的に対象動物の病状ならびに栄養状態を評価し、必要に応じて食事の種類や与え方について見直して進めていくものである。これらが素案における療法食の定義のバックグラウンドである。

ウ 上述の説明の後、大要下記のような意見が出された。

- (ア) 一般の人には、獣医療より動物（の）医療といった方が分かりやすいかも知れない。
- (イ) 行政用語の愛玩動物より家庭動物・伴侶動物の方が、一般の方にも分かりやすい言葉にした方がよいのではないか。
- (ウ) 公益社団法人の日本獣医師会が出す報告書・ガイドラインなので、広く多くの方に読んでいただきたい。そのことを考えた上で言葉を選んでいただきたい。
- (エ) 内容についてはとりわけ問題はないが、言葉の使い方について、さらに気をつけて進めた方がよい。
- (オ) 報告書等は、基本的には獣医療関係者が読むものであるので、あえて平易な言葉にしなくてもよいのではないか。もし一般の飼い主等が読むのであれば、ある程度の獣医学の関心と知識のある者と推測されるので、やはり平易な言葉でなくてもよいと思われる。
- (カ) 報告書・ガイドラインを読む対象は誰か。獣医師や獣医療関係者であれば、平易な単語を用いる必要はない。一方、一般の飼い主やマスコミ関係者にも読まれることを前提とするならば、平易な言葉を選ぶ必要がある

のではないか。

(キ) 報告書と広報活動のための資料とは分けて考えてはどうだろうか。報告書は報告書であり、広報資料は専門的な単語を翻訳して平易な言葉を用いるようにしてはいかがか。

(ク) 農林水産省の表示ガイドラインがあるが、療法食について齟齬はないだろうか。

(ケ) これについては、同席した農林水産省関係者より特に問題はないと思われるとの意見が出た。

(コ) 報告書とは広報資料とを別にするのであれば、とりまとめの方向性の中にある「ただし報告書が一般の飼育者やマスコミ関係者にも読まれることを考慮する。」との一文は必要ないのではないか。広報のための資料が別途作られることを明文化するべきでないのか。

(サ) ウェブサイトに載せるのであれば、プレスリリースのように、一部の語句の解説などを加えた上で、獣医師・獣医療関係者向けにこのような報告書を発信したということにすればよい。

エ 続いて、報告書素案のうち、獣医師による診断・指導の重要性について下記のようなものとした。

(ア) 療法食の栄養特性（栄養成分の量や比率が調整されていること）を適切に利用することで、特定の疾病や健康状態の食事管理に役立つことが期待できること。一方、長期間に渡る不適切な食事管理が、治療の妨げや健康被害を助長するリスクとなりうることに注意が必要であること。また、病気の犬猫の QOL の改善維持のために、定期的な来院を促し、獣医師による診断を実施し、病状や健康状態の変化をチェックすることが重要となり、そのさい、必要に応じて療法食の種類や与え方の見直しを実施することが推奨されること。

(イ) 併せて、本会が実施したアンケートから4つの事例を抽出して、健康被害の具体例として紹介する。犬猫の肥満、尿石症を中心とした典型的な健康被害事例で、獣医師の適切な治療により症状が改善された事例を挙げている。

オ 上述の説明を受けて、大要以下の意見が出された。

(ア) 「愛玩動物」と「犬猫」と、表記が一致していないので、一致させた方がよい。対象が犬と猫ならば、「犬猫等」としてしまってもよいのではないか。

(イ) いわゆる療法食として認知されているものは、犬と猫のものがほとんどである。しかし、ウサギ用の療法食が存在し、今後も他の動物の療法食が発売される可能性もあることから、限定しない方がよいのではないか。

(ウ) ペットフード安全法での「愛玩動物」の対象は、犬猫であることを考

えても、報告書の対象動物も犬猫（等）にするべきではないか。

(エ) ペットフード公正取引協議会の表示ガイドラインは、犬猫のフードに限定しており、他の動物はそれに準ずるとある。規約改定についても、犬猫のフードに限定されているので、この報告書が犬猫に限定されても問題はない。

(オ) 配付された資料によって、対象の動物の名称が異なるのが一番の問題である。一貫性のある表現にするべきである。

(カ) 犬猫の療法食に限定した報告書を作るのであれば、例えばウサギ用の療法食市場が本格化したときに、再度報告書をまとめる必要がある。限定を緩めて多少の幅を持たせれば、それに準じることとなり、再び報告書をまとめる必要はないだろう。

(キ) 現状の療法食の在り方に問題があるので、本委員会が開催され議論を進めてきた。その議論の上に成り立つ報告書でありガイドラインである。今まで、ほとんど犬猫の療法食について議論してきたので、報告書・ガイドラインも犬猫に限定されるのが本来の姿ではないか。

(ク) 日本獣医師会が出す報告書なので、将来も見据えたものでなければならない。現状だけを論じても仕方がない。今後、ウサギやハムスター等の療法食が出たときも、獣医師の指導のもとに使用されるのであれば、療法食の定義は変わらないのではないか。

(ケ) 病気の犬猫の QOL を、病気の愛玩動物の QOL とし、事例は犬猫のものであるとひと言加えればよいのではないか。

(コ) 診断という言葉より診察の方が、より広い意味となってよいのではないか。

(サ) メーカーとしては、診察した上で診断を下し、療法食の使用を指導して欲しい。

(シ) 無診察で流通ルートに流している獣医師が問題になっているので、獣医師側としては、診察という言葉で構わない。

(ス) 診断の言葉のほうが、獣医師の責任が増すのではないか。

カ 上述の議論の結果、報告書では、犬猫という表記を愛玩動物に置き換えることとした。診察と診断の言葉の使用は、今後報告書を作成するときにより深く考察した上で言葉を選ぶこととなった。

キ 各事例について、言い回し等に誤りがあれば、個々に事務局に連絡することとなった。

ク 次いで、報告書素案のうち今後の課題について、下記のような説明があった。

(ア) 療法食の使用用途として、EU では 20 種類、オーストラリアでは 12 種

類が、法令文書に記載されている。一方、国内における食品の事例として、健康増進法において許可基準型病者用食品として4種類の基準が定められている。日本の獣医療において広く利用されている療法食ではありますが、栄養特性や使用方法に関する公的な規制や指針は、未だ整備されていない。療法食の安全性や品質を確保するための仕組みとして、オーストラリアでは、登録制度が導入されている。市場に流通する療法食が予め定められた基準規格等に適合することを検証し、獣医療において、有効かつ安全に使用できるための環境の整備も重要と考える。

ケ 上述の説明を受けて、大要下記の意見が出された。

(ア) 認証機関については、本委員会でもう少し議論した上で、報告書に盛り込むべき。

(イ) 臨床獣医師、日本獣医師会、地方獣医師会として盛り込むべき内容があれば、盛り込んではどうだろうか。

(ウ) 今回のアンケートで健康被害事例が比較的少なかったのは、獣医師が厳密に個々の事例を把握していなかったことが原因のひとつである。健康被害事例をどれだけ蓄積していくか、メーカーが持っている療法食が奏功した事例、健康被害事例も集めて、日本獣医師会がここまで療法食の問題について取り組んでおり、奏功事例、被害事例等もホームページで閲覧可能であるというようなスタンスが、今後の課題として欲しい。

コ 加えて、ガイドライン編の療法食の区分について、EUの基準を参考に作成した素案(表)を説明した。

(ア) 病名については、日本で広く療法食が使用されている疾病または健康状態である18種類(下部尿路疾患(ストルバイト結石・尿酸結石・シュウ酸結石・シスチン結石)、肥満症、皮膚疾患、食物アレルギー、腎疾患、心疾患、肝疾患、消化器疾患、関節炎、栄養回復、がん・腫瘍、高脂血症、糖尿病、口腔衛生、脳に加齢(行動異常))を挙げた。

(イ) 栄養特性は、それぞれの療法食に特徴的な栄養成分の調整等について概略を示した。フードとしての栄養基準と、実際の臨床現場で栄養指導する際のポイントとして、より詳細を記載したい。

サ さらに、Q&A形式でまとめられた飼育者に対する説明を行う際の留意点の説明があった。その上で、ペット等の用語の統一の必要性について言及するとともに、療法食の一般的なよくある質問に対するQ&A方式の説明であると述べた。

シ 以上の説明を踏まえて、大要以下の意見が出された。

(ア) ガイドラインは誰にでも分かりやすいような平易な言葉を用いた方がよいのではないか。

- (イ) 本編の藤井委員の素案について、「3 具体的な取り組み対応策」「4 おわりに」の担当者は決まっているのか、ここで意見を交換するべきか、委員長・副委員長に伺いたい。
- (ウ) 日本獣医師会でリリースする報告書なので、小動物担当の細井戸理事と委員長で速やかに相談の上、獣医師としての心構えも含めて、進めて行くべきである。
- (エ) 素案は、藤井委員と島田委員にお願いしているが、その準備段階には、委員長・副委員長が意見や方向性を相談した上で作成されているので、不足の部分を付け足していただきたい。
- (オ) この3と4の部分は、本日出席された委員の意見をいただいた上で、担当執筆者は委員長と副委員長に一任させていただきたい。
- ス 最後に、その他関係資料について説明があった。
- (ア) ペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則については、現行のものであり、改正案ではないこと。新たに療法食として定義するものは、前述（ア 等参照）とほとんど同じものとなっている。
- (イ) 農林水産省の通知文書（19 消安第 14721 号）は、療法食について、薬事法上の解釈が説明されている。
- (ウ) FDA（米国食品医薬品安全局）において、2000 年頃に発表された「獣医療用フード」についての説明であり、現在もホームページで閲覧可能であり、有効である。
- (エ) EU の 2008 年に規定された療法食の使用目的一覧は、詳細な資料があり、そこに、動物種やラベル表示機能、推奨期間などについてより詳細に書かれている。
- セ 以上の藤井委員の説明の後、引き続き島田委員から EU 及び米国の療法食の規制と運用方法の実際について解説があった。特に現在改訂が行われている EU を例にとって、とりわけ療法食委員会について大要下記の説明がなされた。
- (ア) 現在改訂作業が進められている EU では、療法食の栄養特性について、現在は、例えば慢性腎不全食では、「低リン、タンパク質を制限」などと書かれていたが、より詳細に、「低リン：〇〇%以下、タンパク質を制限：〇〇%以下」というように記述されるようになる。
- (イ) 基準の作成法としては、公になっている論文を療法食委員会がスクリーニングして（慢性腎不全食では）50 論文ほど選択し、その中でも信頼性の高い 10 論文をとりまとめた中で、基準値を決めてゆくというものである。
- (ウ) 2013 年を目途に、改訂される予定である。
- (エ) EU の療法食の規定について話をすると、EU 委員会が法を制定して、

各国がそれぞれ適用する。コンプライアンスのコントロールは、**Membership States Authority**（日本では、公正取引委員会や消費者庁に該当）が行い、業界団体は、法案を策定する際に素案作りに協力し、各国獣医師会が学術的な協力等を行う。法に従ってあれば、誰が療法食を製造してもよい。

(オ) 現在は、EU 委員会が、業界団体に対して改正案素案作成を依頼しており、業界団体が特別委員会を編成して具体的な数値の設定を行っている。

(カ) 具体的な取締りは、**Membership States Authority** が、抜き打ち検査をして、品質が担保されていないものに回収命令を出すことができる。

(キ) 米国の場合は、州ごとに療法食に関する規定があったのだが、統一したものとして、2012年にFDAが「犬と猫の病気の診断、治療、苦痛緩和、処置及び予防のために使用される栄養学的製品の表示とマーケティングに関するガイド指針の草案」を発表した。

(ク) 草案のため変更の可能性はあるが、概要を説明すると、獣医師の指導のもとに使用すること、動物用医薬品でないこと、ペットフードに区分され、表示もそれに準じること、表示に病気に関する内容を含めず、獣医師のみに疾病の記述を届けること、広告等も対象は獣医師のみにすることなどの項目がある。

ソ 今までの説明・報告等を受けて、大要以下の意見の交換があった。

(ア) 定期的な診察等、飼い主に対する療法食への啓発をする必要もあるのではないか。

(イ) 療法食の管理手帳をガイドラインに盛り込んではいかがか。

(ウ) メーカーサイドで販促物・パンフレットに管理手帳機能があるとよいかも知れない。

(エ) 療法食（疾病）の種類によって、「定期的」の期間が異なる。具体的に「定期的」を考える時、動物病院側と飼い主の間では意味合いが乖離するという問題がある。その「定期的」を抜け道に、現状の問題点である通販や量販店での販売も可能となってしまうのではないか。

(オ) この療法食に対しては、これくらいの期間再来院してくださいというような、書式の決まった書類があれば、飼い主にも認識されやすいのではないか。

(カ) 症例がそれぞれ異なるので、いくつか書類の書式を分けないといけないのではないか。

(キ) 個別の症例について決定していくことはマニュアルとなる。ガイドラインを考えるのであれば、不適切な使用のないように、療法食を最初に使用する際に必ず渡せるような注意書きがあればよいのではないか。報告書

- とガイドラインの作成に今回は集中すべきである。現場の先生が有効利用してくれれば、健康被害事例もより多く挙がってくることに繋がるだろう。
- (ク) 現在は、島田委員、藤井委員から提出のあった資料を、報告書・ガイドラインのどこに使うか、誰が記述するかを決めるのが最も重要である。報告書の最後に委員長として副委員長として何を述べたいのか、他の委員もどうしても述べたいことがあれば、それをどのように報告書・ガイドラインに盛り込むかが大切なのでは。
 - (ケ) 今後の対応策には、療法食の認証システムについて言及したい。
 - (コ) 飼い主への療法食に対する啓発活動は必須であり、療法食手帳も報告書には加えたい。ガイドラインはあくまでガイドラインである。
 - (サ) 統一した書式による注意書きは必要ではないか。多く書きすぎると、注意が逸れるので、簡潔で重要な事項だけにした方がよい。
 - (シ) 療法食の量と期間、品質を考慮して、きめ細やかに商品のラインナップを充実させ、あまり大きな袋の療法食は作らない方が、再来院されやすいのではないかと。保存法についても、ひと言言及すべきでは。
 - (ス) 将来の方向性として、EUのように法規制化する方向なのか、米国のように、自主規制とする方向なのか、明確に示した方がよいのではないかと。
 - (セ) 日本獣医師会としては、地方獣医師会を通じて、作成された報告書・ガイドラインをもとに、構成獣医師に指導をしてゆくのが、具体的な今後の対応である。学会や大会の際に、委員をパネラーとして招いてシンポジウム等を開催することも考えられる。
 - (ソ) 療法食の規制問題は、業界でも深く考えられてはいない。将来的には、EU方式、米国方式、あるいは日本独自の規制ルールを定める必要が生じると思う。国際的なペットフード業界でも、国際標準の栄養基準を設けようという方向にある。
 - (タ) メーカーとしては、豪州の基準では上市まで3年近くかかるため、受け入れがたい。米国の基準は、草案が出たばかりなので、今後どうなるか流動的で判らない。EUの基準に関しては、かなり参考になる部分があるのではないかと。
 - (チ) ペットフード協会では国際的なペットフードの安全基準を作っていること、ペットフード公正取引協議会では、療法食の定義について議論の上、規約を改定中であること。獣医師会としては、獣医師がしっかりと療法食を学び、適切な使用を心得ること等を、報告書のとりまとめに、その様な意見を盛り込むべき。ガイドラインでは、不適切な使用例や療法食が奏功した例を挙げながら、使用法を定めれば、不適切な使用も流通も減るのではないかと。

- (ツ) 獣医師としては、療法食を使用するほど不健康（病態の悪い）状態ならば、1カ月に一度来院するのが良識であると考える。
- (テ) 業界の取り組みでいうと、3年くらい前に療法食に関する指針を作成している。同様に、より詳しくガイドライン等を作成していくのがよいのではないか。
- (ト) 枠組みだけでなく、より深くそれぞれの療法食の定義の掘り下げ等も必要。個人的には、療法食は動物病院で獣医師の診察・診断のもと、指導していった方がよい。
- (ナ) 療法食を第三者機関で公平に審査されることで、療法食の品質の維持とステータスの向上を目指してはどうか。そのためには、療法食の基準作りが重要であり、それは業界や獣医学の専門家など多くの人の議論の結果出された基準である方がよい。第三者機関の裏付けも高くなるようであるとよい。
- (ニ) 法的な規制の掛けられない療法食において、日本獣医師会がガイドラインを作成するのはとても有意義なことである。これら議論されたことを沢山盛り込むこともできるが、問題もある。多くの良識のある獣医師は、ガイドラインに盛り込まれた内容のことを既に行っている。一部の良識のない獣医師が行っている行為が、今回の一番の問題である。しかし、今回の取り組みは前進である。療法食の定義ができ、使い方の指針ができ、獣医師の関与する程度も指針に盛り込まれる。それでも、一部の店では、逆手にとってくるので、今後の対策は流通を含めたものになるであろう。
- (ヌ) 療法食の定義を明確に決めること、日本獣医師会として、療法食の使用の際のモラルを守ることの周知徹底を行うことが今回の最大のポイントである。今後は、流通については流通の方に委ねるとして、療法食は一般のペットフードとは異なり慎重に扱わなければならないし、そのためには、獣医師等が適切な栄養指導を行う必要がある。それらを具体的対応策として、それぞれの役割を明確に挙げていってはどうか。
- (ネ) 「終わりに」では、必ず獣医師の診察と指導の下で、あるいは獣医師の診察の上、動物医療関係者の指導の下に、使用するとするのではどうか。
- (ノ) 療法食は、治療のために用いる獣医師専用の「特別な」フードであると協調しないと、根底から崩れてしまう。
- (ハ) ペットフード協会には、海外の健康被害事例等を挙げていただき、国内のみならず、国際的な療法食の基準等を作ってはどうか。
- (ヒ) 獣医師に求められるのは、適切な療法食の提供である。
- (フ) 健康被害が多く出るようであれば、法的な規制も掛ける必要があるという認識を獣医師・ペットフード業界は持っていなければならない。

VI まとめ

- 1 本日の検討結果を踏まえ、太田委員長から「本日いただいた様々な意見については、太田委員長、草場副委員長、事務局で再度整理した上で、報告書案を作成することとしたい」旨提案され、了承された。
- 2 近藤副会長から、大要次の通りの挨拶が述べられ、会議を終了した。
 - (1) 本日も長時間にわたり、細かいところから最終的には将来に向けての療法食の在り方について熱い議論をいただき誠に感謝する。
 - (2) 新たなものを作る難しさを議論の中に感じた。業界関係者が自主的に定めたガイドライン作成が実効性を持つためにも、本日の熱い議論の成果がすばらしい報告書のとりまとめに繋がることを願っている。各委員の支援をお願いします。